

中小企業勤労者貸付金利引下げ特例措置の実施について

■ 中小企業勤労者貸付金利引下げ特例措置

(平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日)

財形持家融資の新規申込み分のうち中小企業の勤労者について、当初の 5 年間の貸付金利を通常より 0.2 ポイント引下げます。

- ・ 中小企業勤労者：常用労働者数 300 人以下の企業に雇用される勤労者
- ・ 融資限度額：貯蓄残高の 10 倍（最高 4,000 万円）
- ・ 貸付金利：通常金利より 0.2 ポイント引下げた貸付金利
(例) 通常金利 0.92% ⇨ $0.92\% - 0.2\% = 0.72\%$
- ・ 実施時期：平成 26 年 4 月 1 日以降の新規申込み分より適用
(1 年間の時限措置)

※ 上記以外の詳細事項につきましては、決まり次第ホームページにて公表させていただきます。

【お問い合わせ先】

- ・ 勤労者退職金共済機構勤労者財産形成事業本部 電話 03-6731-2934～2936